

# 手続きチェックシート

# 転出

～豊見城市外へ引越しされる方へ～

まず初めにすることは、

豊見城市役所  
〒901-0292  
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1  
098-850-0024 (代表)

8:30～17:15  
(土、日、祝日、年末年始は閉庁日となっ  
ているためお手続きできません)

## 転出届

市民課 (役所1階) ☎098-850-0103

※新しい住所地にお住いになる**30日前**から受付しています。

届出が16時30分を過ぎた場合、転出に伴う他部署の手続きが当日中にできかねる場合があります。時間に余裕を持って手続きをお願いします。

### 【届出に必要なもの】

- ・本人確認書類(窓口で手続きをされる方 ※以下を参考にしてください。)
- ・委任状(代理人が手続きするとき) ※代理人の本人確認書類も併せて確認します。

※国外に転出される方は、「マイナンバーカード(お持ちの場合)」及び「**出国日が確認できる資料**」

### 本人確認書類(手続きの際は本人確認をいたしますので、必ず提示してください)

- 〈1点で本人確認できるもの〉  
例)・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポート ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など
- 〈2点以上で本人確認するもの〉  
例)・健康保険証(資格確認書) ・年金手帳 ・介護保険証 ・顔写真付きの社員証、学生証など

### 委任状(代理人が手続きをするときは、必ず必要です)

代理人の方が手続きをするときは、委任状(委任者の手書き)が必要です。

- ①代理人として来られた方について本人確認をいたします(本人確認書類を提示してください)。
- ②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

## 新しい引っ越し先で転入届

新しい住所に住み始めてから**14日以内**に、「転出証明書(※特例転出の手続きをされた方は不要)」と「お持ちの方はマイナンバーカード又は住基カード」等を持参して、新住所地の役所で**転入の届出**をしてください。

### Q:転出届をしたけれど、こんなときはどうすれば???

- Q.新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった… → A.転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
- Q.転出届をした住所とは、違うところに住むことになった… → A.転出証明書は、そのままでも有効です。実際に住み始めた市区町村にお届けください。
- Q.転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった… → A.取消の手続きが必要です。「市民課」で早急に手続きをしてください。

関連する手続きが、下記・裏面にあります。ご確認ください。  
(必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。)

下記にあてはまる方は世帯にいますか?	手続き	必要なもの	該当	受付場所	Check
住所・戸籍	印鑑登録をしている方	転出予定日に自動的に登録廃止になります。		1F ① 市民課 850-0103	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です。	・転出先の市区町村にご確認ください		
障がい	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出ください	・介護保険者証	2F ⑨	
	重度心身障害者の医療費助成を受けていた方	・受給者資格変更届または喪失届 ・所得課税証明書の取得	・重度心身障害者医療費受給者証	障がい長寿課 【障がい給付班】 850-5320	
	「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」を受給されている方	資格喪失届	・マイナンバー	【介護長寿班】 856-4292	

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当	受付場所	Check
保険・年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・保険証・資格情報のお知らせまたは資格確認書の返却	・国民健康保険証・資格情報のお知らせまたは資格確認書		1F② 国民健康保険課 【給付班】 850-0160 【徴収班・賦課班】 850-0142 【後期高齢者医療班】 850-0160	
	修学のために転出する方	転出先で引き続き豊見城市の国保に加入する手続き	・在学証明書 ・住民票（転出先） ・国民健康保険証・資格情報のお知らせまたは資格確認書			
	住所地特例に該当する施設に転出する方		・入所証明書 ・住民票（転出先） ・国民健康保険証・資格情報のお知らせまたは資格確認書			
	世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
	未納となっている税のご相談	納付相談				
	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証または資格確認書の返却	・後期高齢者医療被保険者証または資格確認書			
	沖縄県外へ転出する方	負担区分証明書の受取 ※転出先へ提出ください				
	各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			
	海外へ出国する方	国民年金の喪失手続き、又は任意加入	・年金手帳			1F① 市民課【年金班】 850-0139
	高齢	65歳以上の方	保険証の返却	・介護保険者証		
住所地特例に該当する施設に転出する方		住所変更手続き				
子ども	豊見城市立の小中学校に通学している方	◎転出学通知書の発行 ・小中学校は住所地によって学校区が決まっています。特別な事情により、転校延期を希望する場合は、ご相談ください。			4F 学校教育課 850-0035	
	児童手当を受給している方（0歳～高校生）	児童手当資格消滅届			2F⑦ 子ども応援課 850-6775	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更届または喪失届	・子ども医療費受給者証			
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の転出届	・児童扶養手当証書 ・認印			
		母子父子医療費の資格変更届または喪失届	・母子父子医療費受給者証			
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更				
	妊娠中の方（県外へ転出の方）	豊見城市の妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票は使えなくなりますので、 <b>転出先で手続きしてください</b>				
保育園、子ども園に入園しているお子さんがいる方（※無償化の認定を受けて認可外保育施設等を利用している方は、転出先の市町村で認定手続きが必要です。）	退園手続き	・退所(園)届（様式あり）		2F⑧ 保育子ども園課 850-5088		
料金・税	上下水道の使用をやめる方	閉栓手続き	電話で手続きできます (完納証明書は窓口発行のみ)		3F水道総務課 850-0026	
	海外へ出国する方	納税管理人のご相談	※税務課窓口でご相談ください		1F③税務課 850-0245	
	豊見城市に土地や家屋をお持ちの方					
	原付バイク(125cc以下のバイク)、小型特殊車両を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	・本人確認書類（顔写真入） ・本市のナンバープレート ・標識交付証明書			
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください。 浦添市港川1512-12 Tel.050-3816-3126			【受付時間】 8:30～11:30 13:00～16:00 (土日祝日休み)	
	小型二輪(250ccを超えるバイク)・軽二輪(250cc以下のバイク)を所有している方	※陸運事務所でご相談ください 浦添市港川1512-4 Tel.050-5540-2091				
	未納となっている税のご相談	納付相談			1F④納税課 850-0242	
その他	粗大ごみの処分が必要な方	※事前に電話予約が必要 沖縄道路メンテナンス Tel.850-1010			【受付時間】 8:30～17:15 (土日祝日休み)	